

規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十九号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次の
ように改正する。

第五条中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七条中「第二十三条第一項第十号」を「第二十三条第一項第十一号」に改める。

第八条第一項第五号中「及び」を「並びに」に改め、「生徒」の下に「及び学生」
を加える。

第十三条第一項中「同項第九号」を「同項第十号」に改める。

第十七条第二項中「申請、専修学校の」の下に「専攻科又は」を加え、「変更」
の下に「の届出」を加え、同条第三項中「第九条」を「第三条」に、「学科の設置
に係る学則」を「名称又は位置」に、「第三条から第五条まで」を「第九条の規定
は専修学校の専攻科の設置の届出及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届
出について、第四条、第五条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている市町村の設置する専修学校に係る申請又は
届出は、この規則による改正後の学校教育法施行細則の相当規定による申請又は
届出とみなす。